○内閣府告示第八百六十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第二百二十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年十二月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年十一月十六日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　福岡県京都郡苅田町

三　構造改革特別区域の名称　「未来を拓く子どもを育てる教育の町　苅田」特区

四　構造改革特別区域の範囲　福岡県京都郡苅田町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　市町村費負担教職員任用事業（八一〇）